

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷六十四第

行發日一月三年三十和昭

論叢

謂はゆる預金通貨の公式について……………經濟學博士 小島昌太郎

共同體思想の國民的性格……………經濟學博士 石川興二

社會的文化的變動の形式……………文學博士 米田庄太郎

歐米に於ける日本學研究に就いて……………經濟學博士 本庄榮治郎

時論

農地調整法案に就いて……………經濟學博士 八木芳之助

研究

經濟擴張の理論……………經濟學士 飯田藤次

貸借對照表分析論に關する若干の問題……………經濟學士 岡部利良

說苑

戰時に於ける女子勞働……………經濟學士 大塚一朗

勞働市場分析の一例……………經濟學士 菊田太郎

大量觀察法に關する一著作……………經濟學士 有田正三

附錄

雜報・外國雜誌論題

（禁轉載）

戦時に於ける女子労働

大塚 一朝

一 はしがき

産業労働線へ向つての女子労働の進出が急激な増加を見せるのは、現代産業組織の下で戦争により齎される必至普遍の現象である。それは一面からいふと、歐洲戦争以來戦争技術が劃期的の變革を受けたに伴れて必然的に現はれた所謂全體戦争 (Der Totale Krieg) の現象形態に於ける一面でもある。かくて大戦中に歐洲の交戦各國では、いづれも顯著に右の現象が經驗された。以下、ショットウエル教授編纂の『世界戦争の經濟史及び社會史叢書』に屬してゐる奧國部門中の一卷『戦時労働關係の統制』におさめられてゐるフロインドリツヒ氏『戦時に於ける女子労働』*に據つて、當

時奧國に起つた同問題の種々相につき概要を窺つて見やうと思ふ。

二 女子労働の使用部門

一體、戦時中に女子労働は如何なる部門に使用されたかといふに、それは殆んど凡有る部門に於てであつた。斯様に無差別に事實如何なる方面にも女子の使用が出来やうとは、誠に誰人にも案外のことであつた。實際從來人は女子の適應性及び習熟能力といふものを餘りに低く評價し過ぎて來てゐたのである。事實は男子労働者よりも女子労働者の方が寧ろ一層仕事の習熟に速かであつた。

先づ最初は家内労働職と事務所労働職とに新たに數千の女子労働が入込んだのだが、やがて彼女等は諸々の軍需工場及び交通事業業務に新規の働き口を見出した。交通事業業務では市街電車の運轉手、郵便配達、車體洗滌係、照明係、瓦斯及び電氣調節係、貨物自動車運轉手、電氣及び蒸氣起重機操縦係、荷積場係等に

*) Freundlich, E., Die Frauarbeit im Kriege, (in „Die Regelung der Arbeitsverhältnisse im Kriege“, von Hanusch, F. und Adler, E., 1927.)

なつて働いた。それから運搬夫、荷卸係、火夫等にもなつて鑛山や製鐵所等に働いた。特に金屬工業、機械製作工業では、單に各種の輕労働ばかりでなく、更に戦争の場合でもなかつたなら到底人が女子に關聯して考へも及ばなかつたであらうやうな作業に従事したのである。即ち、旋盤作業、其の他の工作機作業、熔接作業等に使用された。尤も又製鐵所、金屬工業等では非常に分業の程度を高め、更に補助機械の助力を俟つて始めて彼女等の使用が可能にされたといふ場合も少くない。光學器工場では精密労働や機械労働に使用された。火氣性物體、爆發性物體生産工場では仕上り品の検査に女子の適性が見出された。又皮革品工場では鞍や靴等の裁縫仕事に使はれた。紙製品工場や晒工場染色工場等では戦時中殆んど専ら女子が使用されてゐたのである。木材加工場では又孔穿作業、研磨作業、切仕立作業等に従事した。

三 女子労働者増加の狀勢

當時維納市に二種の大衆疾病金庫があつた。一般労働者疾病金庫 (Allgemeine Arbeiter Krankenkasse) と地方疾病金庫 (Bezirkskrankenkasse) とである。今右の中で一般労働者疾病金庫の加入者數の動きを見て、それによつて當時に於ける女子労働者増加の狀勢を窺はしむべき一つの指標を得ることにしよう。

そこでは戦争開始の前年即ち一九一三年に五八、二九六人の女子加入者があつたのだが、一九一五年にはそれが七一、一三三人に増加してゐる。二二・二%の増加である一九一六年に至つて女子加入者數が六八、四七八人に低下したが、同期に男子加入者數の低下は一層甚しく、一七、〇〇〇人も減少した。同金庫の加入者構成狀態が戦争の影響で如何に變つたか、それを年齢別・性別に分析したものを次表に掲げる。

左の表に現はれた構成から見れば、一九一五年には一九一三年と比較して、一八歳乃至五〇歳の男子加入者が二千人餘りも減少した。其の間これに對して、五〇歳以上の老年男子加入者は約四千人、又一七歳迄の

少年男子加入者及び女子加入者は兩者合計で一萬六千人以上も増加したことが分かる。

(維納一般勞働者疾病金庫加入者構成)

年 度	男子加入者年齢別		男子加入者合計	女子加入者合計	加入者合計
	一七迄	一八—五五以上			
一九一三	八、四〇八	三三九、三三三	一四〇、〇四四	五、二九六	一六八、三四〇
一九一四	一〇、〇四七	九七〇、六八八	一〇三、七九五	六、三三二	一六〇、〇〇六
一九一五	三、六七六	四八三、二六八	九、〇〇三	七、二二五	一七〇、二二八

四 女子勞働者増加の原因

歐洲戰爭中各國に於ける女子勞働者増加の原因をなしたものに主要な二つの契機がある。就中何處の國を見て大衆生活の困窮といふことは甚だ重要な原因であつた。何處如何なる場合にも父乃至家計維持者たるものが戰場に立つたのである。それに對して國家の救護や補給はあつても一方に物價の騰貴が起つてゐた際とて、それだけでは到底家族の糊口を賄ふのに充分でなかつた。これは交戦各國どこでも皆事情を一にして

戰時に於ける女子勞働

ゐた。物價騰貴のことに言及するなら、官廳發表で既に一九一五年に英國、獨逸、奧太利、伊太利等に顯著な物價騰貴の起つたことが數字を以て明かにされてゐる。一九一六年には英國で戰前物價の八一%、同じく奧太利で二〇〇%強の物價上昇になつてゐる。かゝる物價狀況の下では、平常物價を基準の給護を受けてもそれだけで家族の糊口を支へ難いはいふを俟たない。だから、各國どこでも女子が勞働線に進出して家計の資を稼得しなければならなかつた譯である。

ところが又一方では、此の生活困窮に基く女子の求職に對して對應的に現はれて一層女子勞働の進出を促進した他の契機があつた。それは、出征による男子勞働者の空席を女子勞働者によつて充當せんとする各國一様の努力である。即ち各國の陸軍省皆同じであるが奧太利陸軍省では一九一五年に一つの告諭を發し、女子が男子の空席を充當して勞働線に立ち、一人でも多くの男子を戰場に送り得るやうに、多數の者が進んで申告すべき旨女子に向つて要求した。一方諸企業に對

しては、他の方面に女子失業者の出た場合、時を移さず迅速にこれに關する内報を與へたのである。其の他更に、女子に對する出征留守給護の職能を擔當してゐた委員會に向つて、兒女無く労働能力有る女子、家族數少く労働能力有る女子、或は祖母が有つて兒女の世話を見ることの出来る場合、これらに對し給護を停止すべき旨の示達が發せられた。蓋し、彼女等は労働線に立つべきものであるとされたのである。なほ女子労働者勧誘局が設置されて、そこでは女子に向つて労働線に立つべき氣構へを鼓舞する爲に、或は軍需工場労働の高賃銀を説き、或は仕事の口の前約束をしたのであつた。

五 女子の労働時間

女子労働に支拂はれた賃銀率の水準は大體男子労働賃銀率水準の三分の二程度に當る低いものであるが、*それでも女子労働者を驅り立て、自ら進んで労働線に進出するに至らしめたと同じ動因が又女子労働者

をしてどんなに長い労働時間でも、甘んじてそれに服役するやうにさせたのである。かくて女子労働者の過長労働が如何に彼女等にとり健康破壊を意味するかを彼女等に悟らせることは極めて困難のことであつた。

其の次第は、一九一七年に維納で起つた大労働騷擾の結果正規時間外労働廢止が制定された場合に、多數の女子労働者は依然時間外労働の繼續を欲する旨主張してゐたのでも分かる。彼女等として今の場合に健康のことはどうでもよい。戦争が濟んで夫が戰場から歸つて來る暁には、彼女等はもう再び工場に勤めるやうなことはならぬから、其の時になつて悠る悠る保養することが出来るではないか、といふのが彼女等の主張である。

此の自ら進んで時間外労働に服する態度は他方に於いて又同時に、殆ど驚異とするの他なき無比の勤勉精神を伴つてゐた。男子労働者達が一日の仕事負擔量を引續き加増されてこれが仕上げの不可能を訴へ出でた際に、女子労働者達は進んで其の過剩課業分を男子の

*) 詳細は Hanusch, F., a. a. O. SS. 401-407 参照。

手か引受けやうと申し出たことが屢々であつた。そして益々長い残業を請願したり、十四時間もの勞働に服したりするやうなことが起つた。

ただここで人に考へて貰はねばならぬことがある。それは其の問題の女子勞働者といふのは殆んど總てが既婚の従つて子持ちの人達であり、賃銀稼ぎの勞働の後では家庭に歸つて煩瑣多量の家政雜務を賄つて出ねばならぬ人達であつたといふことである。かくて女子勞働に於ける長時間勞働、榮養不足が女子の健康及び生活力に及ぼす影響の何たるかは容易に知り得られることであらう。一體右の場合女子にとつての終夜勤務といふことは如何なる意味を持つことになるか。大抵の女子勞働者にとつてそれは殆んど完き睡眠缺如といふことになる。曉方に家に歸れば兒女と家政雜務とが待ち構へてゐて寢に就く暇も無くそれらの用事を濟まさなければならぬ。仕事が一段落になつても、日中他の家族が起きてゐると同じ部屋でおちおち睡眠のとれやう筈が無い。かやうにして休養の暇もなく再び夜が

來て勤務に出て行かねばならぬ。夜間勤務の一週間中に僅か三時間の睡眠をとつただけだと語つた女子勞働者も多いのである。よくそれで體が潰れて仕舞はなかつたものだと人は不思議に思はねばならぬ。それでも尙且つ彼女等は晝間に兒女の世話を見、又家政雜務を處理し得ん爲め自ら進んで夜間勤務を請願したと、上部シレジャ地方の諸製鐵工場から報告されてゐる。製鐵工場では十二時間交代で女子が高熱、過濕、又は寒冷の作業場で激務に従事してゐたのである。

六 女子勞働者に對する男子勞働者の態度

勞働線への女子勞働者進出が急に著しきものになり勞働線異變の現象が現はれるに伴つて、一つの特殊勞働問題がここに惹起されなければならぬ。問題は次の事情に主要な根據を持つてゐる。即ち從來は男子勞働者によつて行はれてゐた多くの仕事が戰時中多數の女子によつて入り替はられた。加之、女子勞働は男子勞働よりも低廉であつた。だから、成程仕事の時間當り

能率は低くても雇主としては時間の延長と女子従事者数の増加とによつて優にその埋合せをつけることが出来た譯である。

かくて、女子労働は労働者仲間にして往々摩擦相剋を醸成する原因になつた。殊に長期の習練を要せぬ粗賃労働については非常に屢々男子労働者が女子労働者に對して激烈な敵意を示した。それはただ男性の面目自負といふことからのみではなく、女子労働が賃銀引下の方向に作用し、且つ女子労働者が經濟的關係を等閑に附し乃至はそれについて無智なることが經營内労働條件の一般的悪化を惹起したからである。それにも不拘、男子労働者の判断においてさへ女子労働の作業能量は積極的に肯定されてゐた。

機械労働同盟の報告中次のやうに述べられてゐる。

『女子の労働は、男子の労働に於いて顯著であり又仕事自體の性質もこれを要求するところの、同一長時間作業への注意の集中といふ點に、弱點を示すのを免れない。しかしそれでも、女子の熟練、勤勉といふ點は異

存なくこれを認めなければならぬ。たゞ右の如き缺點を持つから、技術的製圖作業や其の他に又重量作業では女子は男子の半分程度の作業能率にしか過ぎない。尤も前者の作業では分業を高度に進めた場合大いに成績の改善を見た。事務所勞務や助手的勞務では女子労働の成績が甚だ良好だが、此の場合に適用され得るものは普通の女子労働者ではなく、實科高女か乃至高等専門學校程度の教育を受けた女子労働者だけである。』
 又一般の箇別的報告でも、女子労働者はその習熟に長期の修業を要する複雑にして系統的な性質の作業を喜ばず、短時間に仕上げられる簡単な仕事を歓迎したと述べられてゐる。女子労働に於けるかゝる特性は本來女子の固有の性質に根ざしてゐるといふよりも、長い間の家庭内に於ける女子勞務の慣習が今工場労働に従事してかゝる障壁をつくつた原因になつてゐると見るべきだらう。

男子労働者と女子労働者との間の個人的交際状態は女子従業労働者の大部分が戦時になつて急に入り込ん

で来たといふ工場にあつては、遺憾ながら健全圓滿に行かなかつた點が多い。殊に監督、職長、下級職員、上級職工等が屢々野卑下等な方法で女子労働者を叱責したり、又餘りに馴々しく或は意地悪き不遜の態度を示したりして、女子労働者の心境を味氣なきものにした。

労働線へ向つての女子労働者の大量的殺到について男子労働者側でとつた態度は個人的にも亦組織的にも區々一様でなかつた。しかし、概して労働組合としては、一部に法令を以て女子労働を禁止すべしと唱へるものもあつたのだが、一般には女子労働進出の必然と一方又箇々労働者家庭への利益といふ點とを認識して問題を冷靜に客觀的に取扱つてゐた。たゞ、官吏組合だけは別であつて、右と異り常に女子の任命に反對して屢々女子任命の一義的一般的禁止を要求した。

七 戦時に於ける女子労働者の保護

女子労働者の多くは、労働組合に加入してゐなかつた。更に、女子労働者に對しては戦時服務法 (Kriegsdienst)

leistungsgesetz) の適用はなかつたのだが、それでも此の法律は一般に凡有る賃銀鬭争を禁止してゐたのである。労働組合側では忍耐強く女子労働者の獲得に努力したのだが、漸く戦争の最後の月になつて女子労働者組織の結成を見たに過ぎぬ程で、それ迄は一切の苦心努力も水泡に歸してゐた。かゝる事情で女子労働に對する賃銀引上といふことは、一方で労働組合も大いに其の爲に苦慮努力したのだけれども、效果の點になれば甚だはかばかしくなかつた。然らば政府ではといふに、それは、女子労働の保護について甚だ冷淡であつた。たゞ一つ裁縫労働についての最低賃銀制度が制定され實施された。これが後にも、先にも塊太利で五ヶ年間の戦時中に實現された唯一の女子労働保護施設であつたのである。

塊太利の戦時に於ける女子労働の功業に關しては、唯一句を以て其の要を盡し得べき言葉がある。

『女子は其の義務を盡した、しかし社會は彼女等に對する義務を果たさなかつた。』*

*) 此の點は英國に於いて1916年には軍需工業労働者保護法が制定せられ、又一方には内務省、軍需省、労働省等各省の關係局課の協力的努力によつて行政的に指導された全國的の運動に基き女子労働が各般の方面に於いて積極的計劃的に保護されたのと大いに事情が異なる。 Cf. Anderson, A. M., Women in the Factory, 1922, p. 254 ff.